かわうち 議会だより

第201号
平成26年2月15日
発行 川内村議会事務局
TEL (0240)38-3803

～次の定例議会は３月に開かれます～

お気軽に傍聴ください（定員は30名です）。

◎議会を傍聴するときは、次のことを守ってください。

議員の発言を批判したり、議事を妨げたりしないこと。

帽子、外とうなどを着用したり、かさ、カメラ、録音機などを持ち込まない。

＊傍聴されたい方は議会事務局にお申し出ください。

－12月定例会－

平成25年度 一般会計補正予算他15議案を可決

一般質問では５名の議員が村の考えをただした

平成25年第４回定例会は、12月11日から12日までの２日間の会期で開かれた。

今定例会では、平成25年度一般会計補正予算をはじめ、３特別会計補正予算、、条例改正６議案、契約関連議案３議案、人権擁護委員の推薦同意議案が審議され、すべての議案を原案のとおり議決した。

一般質問では、５名の議員が登壇し、村の考えをただした。

可決した議案

補正予算

○平成25年度一般会計補正予算（第６号）
歳入歳出それぞれ４億５千82万１千円を追加し総額69億６千13万６千円とした。

○平成25年度川内村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第２号）
歳入歳出それぞれ35万円を追加し総額７億４千８百22万５千円とした。

○平成25年度川内村国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第２号）
歳入歳出それぞれ１千３百38万３千円を追加し総額１億４千７百26万６千円とした。

○平成25年度川内村農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）
歳入歳出それぞれ１千３百60万円を追加し総額１億２千８百10万７千円とした。

条例

○川内村商工会館設置条例を廃止する条例

○職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
56歳以上の職員の昇給は勤務成績が特に良好な者以外は行わないとした。

○川内村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
委員会の委員定数を３人とした。

○川内村税条例の一部を改正する条例
個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の控除期限を平成39年度までとした。

○川内村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
普通徴収の５期分の納期を12月25日とした。

○延滞金の利率の見直しのため関係条例の整備に関する条例の制定について
村税等の延滞金の利率を改正した。

取得

○介護老人福祉施設用地として字迎原地内44筆１万９千９百26．３平方メートルを４千６百82万７百86円で取得した。

○災害公営住宅建設用地として字宮ノ下地内２筆を１千３百89万４千８百91円で取得した。

○かわうち保育園遊具を１千３百12万５千円で取得した。

その他

○人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員の候補者として下川内字吉ノ田和10番地の１　高野政義氏を推薦することに同意した。

○双葉地方広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙
横田安男議員が当選した。

一般質問

村の考えを問う

井出剛弘議員

質　ＴＰＰや減反政策見直しが行われているが、村の農業振興対策は。

答　これからにおける国の農業、農政をめぐる情勢はなかなか厳しく本村においても、転作奨励金や中山間直接支払い制度の見直しが進められることは直接的に農家補助金等が削減され農家経営が厳しくなることが予想される。

水稲農家支援としては昨年度からの営農再開支援事業を継続しつつ、村においては営農再開支援事業で採択されない物品の支給、種もみ援助についても「ふたば農業協同組合」と協議をしながら進めた。また優良農地の遊休化を防ぐとともに農業経営の規模拡大、農用地の集約化、農業経営新規参入の促進を図るために国の施策により「農地中間管理事業」が実施されるが、村では積極的に事業取り組みを行いい意欲をもって営農する農家を支援していく。

畜産農家支援は、今年度から取り組んだ新たな導入牛の補助制度で、現在６件７頭の申請があり補助金を今年度中には支出となる。来年度以降についても今年度以上の導入を村の財政等も考慮しながら推進していきたい。

質　村内パトロール業務、食品検査、仮設住宅保守、生活支援相談等住民支援業務の継続をどのように考えているのか。

答　「村に戻る方、戻らない方」の二極化が鮮明になりつつあるなかで、10月１日現在の帰村者の数が１，４５５名となり、全村民２，７９４名に対する帰村率は52．１％で今回の調査ではじめて５割を超えた。

村民の帰還を促進、働く場所を確保するため、帰還再生加速事業として村内パトロール事業や緊急雇用創出基金事業を活用しながら、食品モニタリング検査員や環境整備、生活支援相談員を確保してきたが、今後も、失業者対策や帰村者の所得拡大を狙いとし、事業を継続していきたい。しかしこれらの事業は、国や県の補助制度を活用しているため、基本的に継続性はないことから、今後は、本村が誘致した企業などに、転職することも雇用対策の一環として推進していく。

質　農業集落排水利用戸数と合併処理浄化槽の戸数の割合、年間を通じた利用料金の差はどのようになっているのか、今後農業集落排水事業の拡大の考えがあるのか。

答　今年11月末現在の浄化槽の設置状況は単独槽、合併槽を合わせて３８２基設置されている。農集排対象外の戸数からの比率は95％で、最も多いのが５～７人槽となっている。利用料金を比較すると７人槽の年間の管理費は、汲み取り料金２６，１９０円、保守点検料１２，６６０円、法定点検料６，０００円となり合計で４４，８５０円となる。

一方農集排接続は４１２件で接続対象区域内での接続率は68％となっている。

利用料金は、基本料金月額２，０００円と利用料金は人の数によって異なるが１人５００円で、家族３人で計算すると年額４４，１００円、４人で計算すると５０，４００円になる。

比較すると家族３人以下では農集排接続が安価で、４人以上の家族は合併浄化槽が安価となる。

農業集落排水事業のエリア拡大の考えは管路延長に対する接続件数が少なかったり、処理場の維持補修委託費が大きくなることで、既存の施設工事に伴う償還金が完了する平成46年度までは、財政をひっ迫させることになるので新たな施設の整備はできないと考えている。

一般質問

村の考えを問う

高野政義議員

質　携帯電話の不通話地域の解消について現在どのような状況になっているのか。

答　本村の携帯電話のアンテナは計画されているものを含み、ドコモが４か所、ソフトバンクが９か所、ａｕが11か所となり、この１年で大きく携帯電話のエリアが拡大されている。

現在の不通和地域は手古岡地区の一部と、第８区の毛戸地域、五枚沢地域の一部となっている。

第８区の毛戸、五枚沢地域は、断片的にはつながるものの、安定した電波が得られない事から、ＮＴＴドコモ東北に平成22年５月13日当該地域の携帯電話基地局設置を要望した。この段階では、すでに事前調査を終わり、大鷹鳥谷付近に設置したい旨の回答があった。しかし、大震災と原発事故により、この地域は警戒区域になったため設置を中断しているものと思われる。住民生活の利便性に配慮して、不通話地域解消に向けて、引き続き強力に要望していく。

質　広大な森林を有する本村は、長期的な視点に立って森林整備を行ってきた。原発事故により今まで以上に林業を取り巻く情勢は厳しい状況になると考える。どのような管理運営をして行くのか。

答　本村の公有林管理運営は、「川内村森林整備計画」により森林の有する多面的機能と高度発揮をはかりながら森林の造成を推進してきた。

しかし放射能汚染により、本村が描く森林の将来像が一瞬にして奪われてしまったが、先人から受け継がれてきた森林は後世に繋げなくてはならない。

森林が放射能で汚染されている現状を十分に認識しながら、新たな視点に立ち、造林、保育・間伐から収穫伐採に至る森林施業の方法と素材の生産流通や加工販売等林業施策を林野庁や福島県、林業関係団体等の指導・助言を経ながら、適正な公有林の施業と健全な管理運営を推進して行く。

質　県が古い木造住宅の耐震化を進めるために、今年度創設した耐震改修補助事業を本村も補助制度を設け耐震化を進めるべきと思うがどうか。

答　この制度は耐震診断を行いその結果耐震改修が必要な住宅に対し、補助金を交付する制度であり、診断技術者派遣費用として１戸当たり15万円程度、耐震改修費補助として工事費の２分の１以内で、最大１００万円を国、県、村で費用負担を行う制度である。昭和56年５月31日以前に建築された住宅が対象となる。

しかし、村では平成24、25年度と東日本大震災に伴う「応急修繕工事」を行っており、この応急修繕工事で耐震に関する部分を施工すると耐震改修の補助は適用できなくなるので、今年度は応急修繕工事の施工を優先させて実施している。質問の制度の制定については、住民の動向と財政事情等を見極めながら、次年度以降検討したい。

一般質問

村の考えを問う

横田安男議員

質　廃炉作業に伴いどのような放射性物質の危険を伴うのか。万が一の場合どのような避難対策を考えているのか。

答　作業工程において、燃料取扱機やクレーンからの燃料落下も懸念されるが、東京電力によれば、これら燃料取扱設備は、ワイヤーロープを二重化にする、万が一作業中に電源を喪失しても燃料をつかむフックが開かない構造にするなど、多重の安全設計がなされて、輸送容器（キャスク）も密封性、遮へい性を有し、容易に破損しない強度な構造になっている。燃料取扱いの作業は、十分な教育・訓練を受けた作業員が当たっているとのこと。

燃料を移動させることで、放射性物質の飛散が懸念されるが、飛散・拡散を抑制するために、燃料取り出し用カバーを設置し、燃料の取り出し、キャスクへの移動は放射線を遮へいするため全て水中で実施するとのこと。使用済燃料プールを含め原子炉建屋や共用プールの安全性については、３・11と同程度の地震が発生しても、耐震性が十分であることを確認しているとのこと。

このような作業の取り組みや内容の村民への情報提供について、東京電力では、村が広報誌を配布する際に資料を織り込むなどし、住民懇談会の時にも必要に応じて情報の提供をしている。

今後、１号機から３号機の作業も本格化するが、村では、東京電力と連携しつつ、作業の状況や汚染水対策なども含めて、村民の皆様へ適切な情報提供に努めて行く。

万が一にも原子力災害の発生のおそれがある場合、又は発生した場合などにおいては、市町村、その他の関係機関が、それぞれの所掌に基づいて安全確保に努めることになるが、本村の場合は、本年６月に「川内村地域防災計画原子力災害対策編」を策定しており、これに基づいて適切に応急対策に当たる。

具体的には、村は、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立といった必要な体制をとり、国、県及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、事故の状況把握に努め、村長を本部長とする災害対策本部を設置して、住民の避難誘導や住民の安否確認、被災者に対する救護及び保健対策、食料の確保等を行う。

さらに、緊急事態・災害の概要、村が実施する防災活動の内容、住民のとるべき措置・注意事項について、サイレン、防災行政無線、広報車等を通じて住民に広報する。

村民の安全確保に向けて、組織及び機能のすべてをあげて、応急対策に遺漏なきよう万全を期する。

佐久間武雄議員

質　復興事業、新しい村づくりに向け復興基金を活用し事業を進めているが、新たな事業計画、実施事業の途中経過、事業変更等の取り組み状況の報告が少ないと感じるがどうか。

答　議決権を持っている議会と執行権を持っている首長は、基本的には対等な関係にあると思っている。議会に対しては、就任当時から緊張感を持ちながらも、良好な関係を築くため、重要な案件は、議会全員協議会を開催し情報提供をしていると認識している。地方自治法第96条に掲げる議決権に必要な情報は当然公開しなければならないと思っており、議決案件以外においても、必要に応じて必要な情報を提供して

一般質問

村の考えを問う

松本勝夫議員

いきたい。

質 役場橋入口の変更に伴い宮渡橋の通行量が多くなると考えるが、今後橋の架け替えの考えがあるか。

答 村道宮渡～早渡線沿いは仮設住宅や企業等の設置、コンビニの開業に伴い交通量はかなり増えている状態であり、通行の利便性を考えると橋の改修は必要と考えるが、現在の橋を撤去して新しい橋を造るには約４～５億円位の経費が必要になる。既存施設の新たな改修等は、村単独での計画の立案は考えられないが、今後、補助事業あるいは財源の確保ができた時点で再考する。

質 居住制限区域（貝の坂・荻）はいつ頃までに帰還できるのか、また目標としている被ばく線量まで下げることができるのか。

答 現時点で解除の見通しはついていない。解除は、今後、国がどのように進めていくのか、最終的には、放射線量が人体に与える影響など総合的に判断され、あらためてその手順が示されるものと思う。

また除染が終了し、放射線量の値が公表された時点で、今後の放射線量も含めてのフォローアップ除染に着手されるものと考えられるが、現時点では、具体的な提案は示されていない。

しかし、村として生活環境の安心確保のためガンマカメラ調査要望するなど、環境省と相談しながら、深く関与していく。

質 現在東電の補償基準はどのようになっているのか。

答 原子力損害賠償紛争審査会が昨年３月16日に発表した中間指針第二次追補によって賠償が行われている。避難を継続する者と移住しようとする者に差を設けないとして、月額一人10万円が精神的損害として継続されており、24年４月から26年３月までの２年分２４０万円を一括慰謝料も認められている。

財物賠償は、昨年から土地、建物の検討が進められ、今年１月25日の東京電力が宅地・建物の財物賠償として実施されている。これは評価額に事故から６年を全損として、避難指示の解除の期間に応じた割合分として、現時点で26年３月までの６分の３が対象となっている。

宅地や家屋に関する財物賠償に引き続き、田畑賠償も、今後、賠償基準が公表され、請求手続きがなされる。

質 避難指示解除準備区域はいつ頃までに帰還を予定しているのか。

答 解除時期については、除染が終了し、円滑に生活を再開できる環境が整ったときに解除されるのではないかと思っている。

質 避難指示解除準備区域の補償基準はどのように定められているのか。

答 補償基準は、居住制限区域と同様。財物補償は、全損の６分の２ということになっているが、すでに25年３月に満了となっているので、解除時期にあわせ、追加払いがなされる。田や畑の財物賠償は、居住制限区域と同様。

質 川内村商店再生復興支援対策補助金交付事業について全員協議会で採択から外れた設備業等

行政報告

10月1日現在の村民の帰村状況

一週間のうち４日以上、本村で生活している方を帰村とみなし、調査、把握したもので帰村者は、今年４月時点の１，２９９名に対して、今回の調査では１，４５５名となり、６か月で１５６名が増加し、さらに１年前と比較すると、３００名が増加したことになる。

特別養護老人ホーム開設に関する基本協定締結

９月17日に医療法人誠励会と締結した。

協定内容は、用地の確保と敷地造成は本村が行い、80床の施設建設と運営については誠励会が行うもので、平成27年度開設を目指す。

「かわうち葬祭センター」建設に係る基本協定締結

９月18日ふたば農業協同組合と締結した。

協定内容は、整備費の財源を本村が捻出し、葬祭センターの運営に関しては「ＪＡふたば」にお願いする形態となって。運営にかかるスタッフ等については、働く場の確保の観点から村内住民の雇用を条件として、26年３月の供用開始を目指す。

除染の実施状況と仮置場の確保

現在、第１区の生活道路を除染中で、これに加え、神明畜産や長福寺など大規模施設などの除染を行っている。また合わせて農地周囲の除染を実施すべく、境界測量や線量調査を７月から継続して行っているが、冬季間も重なり、来春発注する予定です。

また村内、第５番目の牛渕地区の仮置場ですが、すでに契約を締結し、現在、仮置場として造成中です。

一方、旧警戒区域においては、環境省の直轄除染区域で、民家除染はすでに終了し、また生活道路や農地周囲の除染は第５区においては完了しているが、現在、第８区の農地周囲の森林除染を行っている。最終的には来月末に完了するとのこと。

米の全量全袋の検査結果

今年度から水田の営農再開したことによる米の全量全袋の検査結果は、12月４日現在検査終了数は、１９，２３７袋。検査結果は、25ベクレル以上50ベクレル以下が22袋で全体の０．11％にあたる。このうち　最高値が33ベクレルという結果。

25ベクレル以下　ＮＤは、残りの１９，２１５袋で全体の99．89％にあたる。

について25年９月ごろまでに別な事業で採択できるように検討し結論を出すと説明されたがどのようになっているのか。

答　９月11日の全員協議で説明をしたが、結果的には、設備業や、電機工事、畳業は、今回の震災対応の住宅改修などで「小規模事業者」として登録し優先的に発注しているほか、本補助制度の目的が、いつでも店舗には商品が並べられている事業者への助成を想定したもので、前述の事業者を対象とすると建設業などにも波及する恐れがあるため難しいとの判断をした。

第６回臨時会　11月７日開催

平成25年度 一般会計補正予算他１議案を可決

平成25年第６回臨時会は、11月７日から１日間の会期で開かれた。

今臨時会では、平成25年度一般会計補正予算と土地取得の案件が審議され議案を原案のとおり議決した。

可決した議案

○一般会計補正予算（第５号）

歳入歳出それぞれ１億４千５百30万円を増額し予算の総額を65億９百31万５千円とした。

歳出補正の主なもの

保育園遊具購入
１５，２８３千円追加

遺族扶助費
３０，０００千円追加

家屋損傷調査設計委託
３０，０００千円追加

村民プール設計等調査委託
４３，４９５千円の追加

村民プール解体工事費
１９，４０７千円追加

○用地取得

川内村複合商業施設等建設用地として字宮ノ下地内７筆７，４７０㎡を１７，５４４，５００円で取得した。

第７回臨時会 12月26日開催

第７回川内村議会臨時会は12月26日１日間の日程で開催された。

議会推薦の農業委員欠員による農業委員の推薦について審議が行われ、議会推薦の農業委員に川内村大字北川原47佐久間武雄氏が推薦された。

請願陳情等（12月定例会）

用水路の修繕・取り替えに関する請願

①下川内字手古岡地内　旧宇津川水利組合用水路

②下川内字堂小屋地内排水路

提出者
第６行政区
区長　渡邉喜一朗

◎審査の結果（産業建設常任委員会）

採択とするが、①については、村道の横断箇所を調査確認をし対応すべきである。

②については、排水の効率性を高めるために、地域でできることは、地域で改良を推進し、行政が取り組まなければできない部分は、行政で取り組み、排水効率を改善すべきである。

請願書の書き方

①表紙に請願の表題と紹介議員の署名捺印

②次頁から件名、請願の趣旨
（理由）
請願年月日
請願者の住所氏名（請願者は複数でも可）捺印

③最後に、議会議長○○○様と記載する。

以上の形式的要件を一つでも欠いている場合は、受理されません。

詳しくは、議会事務局へお問い合わせください。